

さがみはら 39 キャッシュバックキャンペーン

よくあるご質問

(令和2年9月15日時点)

Q1 キャンペーンの概要について教えてください。

A 相模原市民の方が、対象店舗等で15,000円以上(複数事業者合算可)の買い物等をした際の領収書を集め、先着で一人1回、3,900円のキャッシュバックを行います。キャンペーン期間は最長39日間で、総額3.9億円に到達しだい終了します。

Q2 キャッシュバックキャンペーンの期間はいつからですか。

A 令和2年10月1日(木)から最大39日間です。ただし、総額3.9億円(先着10万名)に到達次第終了となります。

Q3 応募できるのは市民だけですか。

A 住民登録をもって、市民であることを確認するため、令和2年10月1日現在、相模原市に住民登録がある方のみを参加対象としています。

Q4 なぜ申請が郵送だけなのですか。

A キャンペーンでは10万件の申請を想定していますので、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、窓口での受付を行わず、郵送のみの受付とするものです。

Q5 啓発グッズは必ず掲出しなければいけませんか。(事業者向け)

A 状況などにもよりますが、参加事業者であることを市民(消費者)へ分かるようにしていただく必要がありますのでできる限り掲出をお願いします。

Q6 感染防止対策とは具体的になにをすればいいですか。(事業者向け)

A 店舗・施設等において、業種ごとに定められた感染対策のガイドラインに沿った対策を取っていただきます。また、神奈川県感染防止対策取組書などを利用するほか、従業員によるマスク等の着用やこまめな手洗い・手指消毒を励行などの取組について店内・施設内に掲示いただくことで、来訪された方に、取り組んでいる感染対策を分かりやすく示すことができます。

Q7 独自の販売促進策とは具体的になにを指しますか。(事業者向け)

A 今回のキャンペーンに合わせて、参加事業者が、ワンドリンクサービスや次回来店時に使用できる割引券を配布するなど、今回のキャンペーンを機に新たな顧客やリピーター獲得を行うための独自の取組のことです。

Q8 キャンペーン期間以外の領収書についても有効ですか。

A キャンペーン期間中の領収書に限ります。期間外の領収書については有効ではありません。

Q9 消費喚起協力金は、申請した後、いつ頃給付される予定ですか。

A 各手順などについて、現在調整しています。振込時期についても現在検討中です。

Q10 申請後、支給されるかどうか、どのようにしてわかりますか。

A 指定の口座への入金をもって通知とさせていただきます。

Q11 習い事の受講料は対象ですか。

A キャンペーンの参加事業者が発行した領収書があれば、対象です。

Q12 宅配便などの配送料は対象ですか。

A キャンペーンの参加事業者から発出した場合には対象です。

Q13 コンビニやスーパーでの買い物は対象ですか。

A キャンペーンの参加事業者で購入した場合には対象です。利用される店舗等が本キャンペーンに参加しているかをポスターやステッカー等の掲出物等でご確認ください。

Q14 デリバリー（出前）注文は対象ですか。

A キャンペーンの参加事業者が発行した領収書があれば対象です。

Q15 キャンペーンの対象外となる商品は領収書を分ける必要がありますか。（事業者向け）

A . できる場合は、分けていただきたいと思います。できない場合は、対象外の商品やサービスを含む領収書へ押印する際に、対象外商品について、キャンペーン応募時の合計金額に含まれないことを市民（参加者）へ説明してください。

Q16 領収書にはどのようなものが該当しますか。（事業者向け）

A . 各店舗で発行されるレシートや領収証が該当しますが、手書きの領収証の場合は、複写式のものとしてください。

Q17 店舗がない場合、PR 物品はどうしたらいいか。ステッカーの画像をホームページ上に掲載することは可能か。(事業者向け)

A . 各事業者の行える PR 方法については、市に申請をいただければ可能となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

Q18 領収書の発行がオンラインのみの場合も事業者として参加可能でしょうか。(事業者向け)

A . 参加可能ですが、その際は、発行する領収書に指定のスタンプと同様のプリントをしていただくことを検討しています。その場合は、事前にご相談ください。

Q19 領収書に押印するスタンプは1事業者に対し1つでしょうか。(事業者向け)

A . 市からお渡しするスタンプは、1事業者に対し1つを原則としています。ただし、運用上1つでは不都合がある場合は、市から提供する指定の印影でスタンプを追加作成していただくことや、市作成のシールを貼付するなどの対応策をご検討ください。

Q20 キャンペーン対象外となる商品・サービス等はどのようなものがありますか。

A . キャンペーン対象外となる主な商品・サービス等については、以下のとおりとなります。

- ・法令等の規制により、対象とすることが不相当と判断するもの
(たばこ、保険診療、処方箋に基づく医療用薬品、保険契約 等)
- ・換金性が高いもの
(商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード 等)
- ・その他消費喚起に繋がらないと解されるもの
(税金、電気、都市ガス、水道料金 等)

Q21 プロパンガスは対象ですか。

A . プロパンガスは対象です。

Q22 市の公共施設の使用料や利用料金は対象ですか。

A . 市の公共施設の使用料や利用料金については、本事業の対象ではありません。

Q23 対象外となる商品・サービス等で市長が適当でないとするものとは何でしょうか。

A . 市長が適当でないとするものとして、消費税法第6条関係別表第一及び第二に定めるもの(課税の対象としてなじまないものや社会政策的配慮から課税しない非課税取引)などを本事業の対象外とします。

(例)土地の譲渡及び貸付け(1か月未満の土地の貸付け及び駐車場などの利用を除く)、有価証券等の譲渡、教科用図書の譲渡、社会福祉事業(保育所、養護老人ホーム 等)など

その他、市長が適当でないとするものについては随時FAQにおいてお知らせいたします。

Q24 動物病院における治療費等は対象ですか。

A . 動物病院における治療費用や診察費用は対象です。

Q25 ガソリンスタンドでのガソリンの給油等は対象ですか。

A . ガソリンスタンドでの給油、洗車、商品購入は対象です。

Q26 「開業届」の代わりに「営業許可証の写し」を提出することは可能ですか。(事業者向け)

A . 市内で営業していることを把握する必要があるため、「営業許可証の写し」を代用することはできません。

Q27 電子マネーでの支払いも対象ですか。

A . 電子マネーでの支払いも対象です。

Q28 車検は対象ですか。

A . 車検に係る法定費用については、対象となりませんが、法定費用以外の工賃や点検料については、対象です。

Q29 放課後育成事業の費用は対象ですか。

A . 放課後育成事業に係る費用については対象外です。

Q30 合計 15,000 円以上の購入金額に消費税は含まれますか。

A . 購入金額に消費税は含まれます。

Q31 銭湯の入浴料は対象ですか。

A . 銭湯の入浴料は対象です。

Q32 日頃から領収書(レシート等)を発行していないのですが、参加できますか。(事業者向け)

A . 領収書を発行していることが参加条件です。手書きの領収書(複写式のもの)などにより発行ができれば参加可能です。

Q33 貸倉庫や貸コンテナ等は対象になりますか。(事業者向け)

A . 個人向けに行っている事業で領収書を発行していれば対象です。

Q34 書籍、雑誌、新聞、音楽ソフトは対象ですか。(事業者向け)

A . 書籍、雑誌、新聞、音楽ソフトは対象です。

Q35 デイサービスは対象ですか。(事業者向け)

A . 介護保険制度を利用したデイサービスは、対象外です。

Q36 はり・きゅう・あん摩マッサージは対象ですか。(事業者向け)

A . 健康保険が適用される施術につきましては対象となりませんが、健康保険の適用外の施術については対象です。

ただし、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」第7条の規定により、施術所の外に広告物(のぼり旗等)の掲示はできません。また、今後作成する参加事業者一覧のチラシにも掲載ができませんのでご注意ください。市HPに掲載する参加事業者一覧へは掲載できます。

Q37 月謝袋を領収書として提出することは可能でしょうか。

A . 月謝袋は領収書として提出はできません。

Q38 領収書の宛名は必要でしょうか。(事業者向け)

A . 領収書の宛名については必要ありませんが、市からお渡しするスタンプの押印等を必ずしてください。

Q39 不動産業としてキャンペーンに参加させていただきますが、対象となる事業はどのようなものが対象となりますか。(事業者向け)

A . 家賃など消費税がかからないものについては対象外ですが、コンテナのレンタル料金や仲介手数料など消費税がかかるものについては対象となります。詳細については、事務局までお問合せください。

Q40 領収書に店名が入っていない場合でも提出可能でしょうか。(事業者向け)

A . 領収書に店名が入っていない場合も提出可能ですが、市からお渡しするスタンプの押印等を必ずしてください。

Q41 市が配布するめがね購入券や福祉タクシー券などの金券に対応する領収書も対象でしょうか。
(事業者向け)

A. 市が配布する金券に対応する領収書については、対象になりませんので、対応する領収書についてはスタンプの押印等を行わないようお願いいたします。

Q42 医療保険や介護保険制度の適用を受けて医療費等の給付を受けている、又は受ける予定のある商品・サービスはキャッシュバックの対象でしょうか。(事業者向け)

A. 公的医療保険や介護保険制度を利用して給付等を受けるもの、又は受ける予定があるものはキャンペーンの対象外です。

Q43 自動車やオートバイ等の購入・修理は対象ですか。(事業者向け)

A. 自動車やオートバイ等の購入・修理は対象です。

Q44 キャンペーンの対象外商品である「商品券」とはどのようなものを指しますか。

A. 対象外の「商品券」とは百貨店やスーパーマーケット、クレジット会社等が発行しているような複数店舗で共通して使用できる商品券を指します。(換金性が高いため)

Q45 「商品券」で商品を購入又はサービスの提供を受けた場合の領収書は対象となりますか。

A. 対象となります。

Q46 各事業所・店舗が独自で発行している金券や回数券は対象となりますか。

A. 各事業所・店舗が独自で発行している金券や回数券で、市内の該当事業所・店舗のみで使用できるものについては対象となります。(換金性が高くないため)ただし、発行する領収書へのスタンプの押印については、金券・回数券購入時又は使用時のどちらか一方のみを対象としてください。

Q47 同封されていたシールについてはどんな時に使用すればいいですか。

A. 原則、領収書にはスタンプを押印いただきますようお願いいたします。ただし、レジが複数ある場合やタクシーやプロパンガスの検針など事業所を離れて領収書を発行する場合にシールでスタンプの代用を行っていただくことができます。

シールを使用の際は、必ずシール自体にスタンプで押印してください。

Q48 PR物品としてステッカー(のぼり旗)をお願いしましたが、のぼり旗(ステッカー)に交換することはできますか。

A. 交換は可能です。送付済みのPR物品(ステッカーorのぼり旗)と現物交換になりますので、参加事業者番号、交換内容(例:ステッカーからのぼり旗へ交換希望)がわかるメモと合わせて、相模原市役所産業支援課 消費喚起協力金班(〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15)まで送付してください。

Q49 キャンペーン終了後ののぼり旗やステッカー、申請書やチラシの残りはどうしたらいいですか。

A. お渡ししたのぼり旗やステッカー、スタンプ、その他申請用紙等につきましては、大変申し訳ありませんが、キャンペーン終了後、各事業者にて撤去・廃棄をお願いします。

Q50 のぼり旗やステッカーはいつから掲示していいでしょうか。

A. 準備ができ次第、順次掲示を開始してください。

Q51 チラシや申請書が不足する場合はどうしたらいいでしょうか。

A. 原則、不足分を郵送させていただきますので、郵送にかかる日数を見込んで事務局にご連絡ください。ただし、数に限りがございますので一事業者あたり、チラシは50部、シールは10シートまでとさせていただきます。申請書についてはご相談ください。